

広報きみつプレゼント企画等実施運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広報きみつの読者の声を聴くとともに、市内の事業所で働く方や優良な物品等を紹介することで本市の産業の振興を図ることを目的に、広報きみつのコーナー企画として実施する「あなたの声を聴かせて！広報きみつアンケート&プレゼント」（以下「プレゼント企画等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(プレゼント企画等の掲載)

第2条 広報きみつへのプレゼント企画等の具体的な掲載の場所及び大きさ並びに紹介に係る表現は、市が決定する。

(プレゼント物品提供事業者の基準)

第3条 プレゼント企画等に使用するプレゼント物品の提供事業者（以下「プレゼント物品提供事業者」という。）は、市内に店舗又は事務所がある事業者であって、君津市広告掲載に関する要綱第3条各号に該当しない者とする。

(プレゼント物品の基準)

第4条 広報きみつアンケート回答者へのプレゼント物品は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 市民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものであること。
- (2) 君津市広告掲載に関する要綱第3条各号に該当しないこと。
- (3) プレゼント物品提供事業者が製造又は販売するものであること。
- (4) 有体物又はサービスの提供（無料券を含む。）であること。
- (5) 図書カード等の金券でないこと。

(プレゼント物品の規格)

第5条 プレゼント物品の規格は、次の各号の全てを満たすものであること。

- (1) プレゼント物品は、総額5,000円相当のものであること。
- (2) プレゼント物品は、2名以上20名以内に提供するものとし、当選人数及び金額の内訳は市と協議の上、決定するものとする。
- (3) プレゼント物品は、無償で引換えができるものであること。
- (4) プレゼント物品の引換期限は、原則として掲載された広報きみつの発行日から起算して3カ月を経過した日以後に設けるものとする。

(プレゼント物品の募集)

第6条 プレゼント企画等への参加を希望する者は、広告掲載をしようとする者は、広報きみつプレゼント企画等協力店登録届出書（別紙1）を市長に提出しなければならない。この場合において、君津市有料広告掲載要綱及びこの基準を遵守しなければならない。

2 プレゼント企画等の募集期間は、広報きみつ令和4年6月号から令和5年5月号までとするものとする。ただし、掲載するプレゼント物品提供事業者は毎号1枠とし、先着により枠が埋まり次第募集を終了するものとする。

3 プレゼント物品提供事業者として掲載できるのは、募集期間中に1枠のみとする。

4 応募後に辞退する場合は、掲載号の発行日の2号前の発行日までに市に申し出ることとする。

（取材及び校正）

第7条 プレゼント物品提供事業者は、協力店アンケート用紙（別紙2）によるアンケートに回答するものとする。

2 市は、プレゼント物品提供事業者に原稿を送付し、校正の機会を設けるものとする。

3 市は、前項の校正が終了した後、原稿の最終決定を行うものとする。

（プレゼント物品の提供方法）

第8条 プレゼント物品の引換方法は、市が発行する引換券をプレゼント物品の当選者が、プレゼント物品提供事業者の君津市内の店頭等において引き換えることにより行うものとする。

2 プレゼント物品の当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。

3 引換券には、引換期限を印字するものとする。

4 プレゼント物品提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、プレゼント物品を提供するものとする。

5 前項の規定による提供が直ちにできない場合は、引換券を持参した者の不利益とならないようプレゼント物品提供事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

6 プレゼント物品提供事業者は、プレゼント物品を提供する際に、引換券を持参した者に自社商品の購入、体験等の責務を課してはならない。

7 プレゼント物品がチケット又はこれに類するものである場合も、市は、引換券を当選者に発送するものとする。

（掲載の取消し）

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、プレゼント物品提供事業者の掲載を取り消すものとする。

（1）応募内容に偽りがあったとき。

- (2) プレゼント物品の提供を適切に行うことができないとき。
- (3) 当該プレゼント物品提供事業者から掲載辞退の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないことを認識したとき。

(二次利用)

第 10 条 プレゼント物品提供事業者は、掲載号の広報きみつのプレゼント企画等に係る記事を印刷する等の方法により自社広告等に使用することができる。ただし、広報きみつに掲載した記事及びレイアウト等を変更することは不可とする。

(損害賠償)

第 11 条 市は、プレゼント物品提供事業者がプレゼント物品の提供を履行しなかったことにより、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、プレゼント物品提供事業者に損害賠償を請求することができるものとする。

(プレゼント物品提供事業者の責務)

第 12 条 プレゼント物品に関する一切の責任は、プレゼント物品提供事業者が負うものとする。

(その他)

第 13 条 この基準に定めのない事項は、市が決定するものとする。

この基準は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。